

**Q 1 3 9 . 精神疾患を発症したものの、所定労働時間内の通常業務であれば問題なく行える程度の症状である場合は、どのように対応すればいいですか？**

所定労働時間内の通常業務であれば問題なく行える程度の症状である場合は、時間外労働や出張等、負担の重い業務を免除する等して対処します。